

2022

ブランド パートナー Matching Project

参加企業 募集要項



専用サイト

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

1 概要

「ブランドパートナーMatching Project」では、自社の商品やサービスに係る課題を、クリエイターのアイデアで解決してみたい中小事業者を募集します。

このプロジェクトでは、商品やサービスを創り出す事業者とクリエイターが「ブランドパートナー」となって、新しいヒット商品やサービスを産み出すきっかけとしていただくため、中小事業者の皆さんの課題をテーマに、クリエイターの皆さんから提案されるアイデアのコンペティションを開催します。

なお、中小企業者の方は、クリエイターの皆さんからの応募作品の中から1つを選択して、これを実現する経費の一部について、補助金の交付を受けることができます。

2 全体の流れ

このプロジェクトの全体の流れは次のとおりです。

(1) 事業者の募集（7月中旬～9月中旬）

事業者の応募資料をもとに専門家が面談し、その後、選考基準に則り参加企業（3社）を選考します。



(2) 専門家による事業者へのコンサルティング（9月中旬～10月中旬）

専門家によるコンサルティングを行ったうえで、各事業者のテーマ、課題を確定します。



(3) 事業者のテーマ・課題の発表（10月中旬）

オリエンテーションにて事業者のテーマ、課題を発表します。

※ 専用サイト上に事業者インタビュー動画を掲載します。（限定公開）



(4) クリエイターの募集（10月中旬～11月下旬）

事業者（3社）の商品・サービスに関するアイデアを募集します。



(5) クリエイターのアイデアの審査（12月上旬）

書類審査（事前審査）の通過者に対して、プレゼンテーション審査を行います。

※事業者の方にも審査に参加していただく予定です。



(6) 事業者とクリエイターのマッチング（12月上旬～）

事業者と参加クリエイターとのマッチングを行います。

※ マッチングの方法等については、事務局より別途連絡します。

3 応募できる事業者の方

以下の(1)から(5)までのいずれも満たす事業者の方が、このプロジェクトに応募することができます。

- (1) 札幌市内に本社を置く中小事業者。
ただし、別表1に示す事業や、社会常識上及び倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為それ自体もしくはそれに結びつくまたは引き起こすなど）を行っている者は除きます。
- (2) 商品やサービスなどが抱える課題をクリエイターのアイデアで解決してみたい方
- (3) 札幌市内で継続して1年以上の期間、同一の事業を営んでいること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていないこと。

別表1

- ・ 食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業
- ・ ゴルフ会員権売買業などの金融業
- ・ 保険媒介代理業及び保険サービス業などの保険業
- ・ 投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業
- ・ もっぱら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所
- ・ 風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業
- ・ モーターなどの旅館業
- ・ 特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業
- ・ 芸妓周旋を行う民間職業紹介業
- ・ その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利の団体（特定非営利活動法人を除く）、公務、集金業、取立業、学校法人など）

4 応募方法・募集件数

注意事項等の詳細を必ず確認した上で、「各種申込ページ」よりお申込みください。

- (1) 添付書類
以下まとめてzipファイルで添付してください（最大3MB）。
 - ① 申込書兼ヒアリングシート（様式1）※様式1は専用サイトよりダウンロードできます。
 - ② 事業計画書（任意提出）
 - ③ 会社案内・製品パンフレット等（任意提出）
- (2) 応募締切
令和4年9月21日（水）17時

(申込サイト)「各種申込ページ」

<https://www.icc-jp.com/news/application.html>



(3) 募集件数

3者（応募が多数の場合には、選考によります。）

5 選考方法

コンペティションのテーマとなっていていただく中小企業者の方は、次の(1)と(2)により選考します。

(1) 専門家による面談（7月下旬～9月中旬）

応募内容をもとに専門家がヒアリングを行います。

※ 面談の日時・場所は別途事務局よりお知らせします。

※ 応募が多数の場合は、事前審査（書類）を行います。

(2) 選考委員会の開催（9月下旬）

専門家を含む選考委員会の審査（書面）により、参加事業者（3社）を選考します。（選考基準については5のとおり。）

※選考された3者の方には、専門家によるコンサルティングを受けていただきます。また、後日、クリエイター向けオリエンテーション用のインタビュー動画を撮影します。

※選考された3社の方は、クリエイターとのマッチングが成立した場合、パートナーとなるクリエイターのアイデアを実現化させるためのスタート資金として補助金を使うことができます。（補助率：1/2以内、上限：100万円、補助対象期間：12月～翌年3月下旬）

6 選考基準

選考を行う場合には、9月下旬に専門家を含む選考委員会を開催します。選考基準は以下のとおりです。

課題把握	企業の強みや弱みが整理されているか。	15点
企業のビジョン	将来への展望や消費者に対して提供したい価値はどのようなものか。	20点
課題内容とクリエイティブ活用の親和性	商品やサービスなどが抱える課題に対する解決の手段として、クリエイティブ活用が適切か。また、効果が期待できるか。	20点
課題解決へのイメージ	課題解決について、具体的なイメージを有しているか。	20点
課題解決の意欲	課題解決に向けた意欲は十分か。また、予算や人員体制などを確保することは可能か。	25点

7 知的財産権に関する事項

- (1) 各企画案の知的財産権は各企画提案者（応募クリエイター）に帰属します。ただし、参加企業と参加クリエイターとの間でマッチングが成立した場合の契約において定めている場合は、その限りではありません。
- (2) 企画提案者（応募クリエイター）は、企業側に対し、企画提案者（応募クリエイター）が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとします。
- (3) 応募された企画提案が第三者との知的財産権を侵害する疑いがある場合は、応募を取り消すことがあります。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者（応募クリエイター）は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ第三者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- (5) 参加企業は、マッチングが成立しなかった企画提案者（応募クリエイター）に対し、彼らが創作した企画及び彼らの著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとします。
- (6) 参加企業に対して、マッチングが成立しなかった企画提案者（応募クリエイター）との知的財産権を侵害する疑いがある場合は、コンペの参加を取り消すことがあります。
- (7) 企画提案の利用について、マッチングが成立しなかった企画提案者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加企業は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつマッチングが成立しなかった企画提案者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- (8) 応募された企業情報及び企画提案、その他提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合があります。

8 個人情報に関する事業

応募者の個人情報については、当財団の個人情報取扱方針に基づき、本事業の目的の範囲内で取り扱います。